

令和2年3月6日

取引先各位

札幌みらい中央青果株式会社
代表取締役社長 高橋 守

「新型コロナウイルス」感染防止に伴うせり取引の中止について

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より当社の販売事業につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記の件につきまして、開設者より「新型コロナウイルス感染防止のための取引方法の変更等」の通知を受け、当社といたしまして下記の通りせり取引を中止し全量相対取引に変更することとなりました。

つきましては、大変恐縮ではございますが、諸般ご賢察のうえ、ご理解ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

1. 期 間 令和2年3月6日（金）から令和2年3月14日（土）まで
但し、感染の状況によっては期間を短縮するもしくは延長することとする
2. 対象商品 野菜・果実全般
3. 取引方法 全量相対取引に変更
4. 別 添 開設者からの通知文書

以 上

青果部関係団体各位

札幌市中央卸売市場
市場長 片貝 太

新型コロナウイルス感染防止のための取引方法の変更等について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市場の新型コロナウイルスへの対応については、これまでに新型コロナウイルスに関する連絡会議の開催や周知文書によって、場内事業者の皆様に注意喚起してきたところです。また、取引方法等についても、青果部のせり取引の一部を相対取引へ変更することや各卸売業者のせり人等のマスクの着用などの対策を講じてきたところです。

しかしながら、道内での感染者は依然として増加しており、北海道知事による緊急事態宣言の発表などの状況を鑑み、当市場といたしましても更なる感染防止策が必要な状況となっております。

つきましては、安全・安心な生鮮食料品を安定供給するという市場機能の維持と当市場が感染媒介の場所となることを防止するため、下記のとおり取引方法を変更することといたします。

青果部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 取引方法の変更について

多人数が集まり、飛沫感染等の可能性があるせり取引における濃厚接触を回避するため、札幌市中央卸売市場業務規程第 42 条第 2 項に基づき、せり取引を行っている全品目について下記 2 の期間、相対取引に変更する。

2 取引方法の変更期間について

上記取引方法の変更期間は、3 月 6 日 (金) から 3 月 14 日 (土) までとする。但し、感染の状況によっては期間を短縮もしくは延長することとする。

3 その他

- (1) 市場内では、可能な限りマスクを着用し、咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (4) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、3 月 5 日 (木) 時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。

【本件に関する問い合わせ先】

札幌市中央卸売市場経営支援課 山下・新岡
電話 611-3114